

# 定 款

**丸紅株式会社**

昭和 24 年 12 月 1 日制定

—— 沿革 ——

昭和 26 年 11 月 28 日改正  
昭和 27 年 11 月 29 日改正  
昭和 29 年 5 月 28 日改正  
昭和 29 年 11 月 15 日改正  
昭和 30 年 5 月 10 日改正  
昭和 30 年 9 月 1 日改正  
昭和 30 年 11 月 22 日改正  
昭和 31 年 5 月 28 日改正  
昭和 31 年 11 月 27 日改正  
昭和 32 年 5 月 27 日改正  
昭和 33 年 5 月 28 日改正  
昭和 34 年 11 月 24 日改正  
昭和 35 年 5 月 30 日改正  
昭和 35 年 11 月 29 日改正  
昭和 36 年 11 月 30 日改正  
昭和 38 年 5 月 31 日改正  
昭和 39 年 5 月 30 日改正  
昭和 41 年 5 月 31 日改正  
昭和 43 年 11 月 30 日改正  
昭和 46 年 5 月 31 日改正  
昭和 46 年 11 月 30 日改正  
昭和 47 年 11 月 30 日改正  
昭和 50 年 5 月 30 日改正  
昭和 57 年 6 月 30 日改正  
昭和 59 年 6 月 29 日改正  
昭和 61 年 6 月 27 日改正  
平成 3 年 6 月 27 日改正  
平成 6 年 6 月 29 日改正  
平成 8 年 6 月 27 日改正  
平成 10 年 6 月 25 日改正  
平成 11 年 6 月 25 日改正  
平成 12 年 6 月 28 日改正  
平成 13 年 6 月 27 日改正  
平成 14 年 6 月 26 日改正  
平成 15 年 6 月 26 日改正  
平成 16 年 6 月 25 日改正  
平成 17 年 6 月 24 日改正  
平成 18 年 6 月 23 日改正  
平成 19 年 6 月 22 日改正  
平成 21 年 6 月 19 日改正  
平成 26 年 6 月 26 日改正  
平成 28 年 6 月 24 日改正  
令和 2 年 6 月 19 日改正  
令和 4 年 6 月 24 日改正  
令和 5 年 6 月 23 日改正

# 丸紅株式会社定款

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 (商 号)

当社は、丸紅株式会社と称し、英語では Marubeni Corporation 又は Marubeni Co., Ltd. とする。

### 第 2 条 (目 的)

当社は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 内外物資の輸出入及び販売業
2. 一般商品の製造及び販売業
3. 前各号に関連する加工業及び修理業
4. 海上運送業、陸上運送業、航空運送業、貨物運送取扱業、港湾運送業及び通関業
5. 倉庫業
6. 次の物品の輸出入及び販売業
  - ①石炭、石油、ガス（高圧ガス、液化ガスを含む）その他の燃料及びそれらの製品、核燃料物質、放射性同位元素
  - ②薬品類（工業薬品、医薬品、医薬部外品、農薬、毒物・劇物等を含む）、火薬類、化粧品及びそれらの原料、医療用具
  - ③食糧、酒精、酒類、酒精含有飲料、塩、たばこ、種苗、肥料、飼料、飼料添加物、家畜
  - ④計量器、銃砲類、古物
7. 建設・建築・土木工事の請負、施工、設計及び監理
8. 不動産の売買、交換、賃貸借、利用及び管理業
9. 不動産及び動産のリース業及びレンタル業
10. 土木建築用資機材、建設機械、車両、事務用機器、医療用具その他機器類のリース業、レンタル業及び修理業

11. 工業所有権、著作権等の無体財産権、ノウハウ、システムエンジニアリングその他ソフトウェアの企画、取得、保全、利用及び販売業
12. 農業、林業、水産業、畜産業及び鉱業
13. 情報提供・処理サービス業、電気通信事業、有線放送事業及び一般放送事業
14. 広告業、出版業並びに映像・音響・データ等の記録媒体の製作及び販売業
15. スポーツ・娯楽・観光・宿泊・医療・介護・芸術の各施設の経営及び旅行業、飲食店業
16. 各種イベントの企画、運営及び実施
17. 有価証券の売買・運用、金銭の貸付、債権の売買、債務の保証・引受、為替取引及びこれら金融取引に関する抵当権・質権等担保権の対象不動産及び動産の保有・管理並びにその他金融業
18. 有価証券の引受け、募集及び売出しその他証券業に関連する業務
19. 商品投資販売業、商品投資顧問業及び信託受益権販売業
20. 文書作成事務、秘書・受付・通訳・電話交換事務、事務用機器・通信機器の操作、システムプログラミング等の業務処理の請負業
21. 労働者派遣事業
22. 病院外における介護及び看護に関する事業
23. 各種廃棄物の処理、再生、汚染土壌・地下水の浄化及び環境汚染物質の除去に関する事業
24. 発電及び電気の供給に関する事業
25. 空港・港湾・鉄道・有料自動車道・パイプライン・上下水道施設及び工業用水道施設の企画、開発、施工及び運営事業
26. 損害保険、自動車損害賠償保障法に基づく保険その他各種保険代理業及び媒介業並びに生命保険の募集に関する業務
27. 温暖化ガス排出権の取引
28. 前各号に関連する
  - ①調査、開発及びコンサルティング業
  - ②研修・指導・養成に関する事業
  - ③代理、仲立及び問屋業
29. 前各号に付帯又は関連する一切の業務
30. 上記各号に掲げる以外の事業

### 第 3 条 （本店の所在地）

当社は、本店を東京都千代田区に置く。

### 第 4 条 （機 関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

### 第 5 条 （公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

### 第 6 条 （発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、43 億株とする。

### 第 7 条 （自己の株式の取得）

当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

### 第 8 条 （単元株式数及び単元未満株式の買増し）

当社の単元株式数は、100 株とする。

2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数とあわせて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。但し、当社が売り渡すことのできる数の自己株式を有していないときは、この限りではない。

### 第 9 条 （株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿

に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

#### **第 10 条 （株式の取扱い）**

当会社の株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増しその他株式に関する取扱い並びに株主権の行使に関する取扱いについては、取締役会で定める株式取扱規則による。

### **第 3 章 株 主 総 会**

#### **第 11 条 （招集の時期及び場所）**

当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集する。

2. 前項のほか、必要があるときは、臨時株主総会を招集する。
3. 株主総会は、東京都区内又は大阪市において招集することができる。

#### **第 12 条 （定時株主総会の基準日）**

当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

#### **第 13 条 （議 長）**

株主総会の議長は、社長とする。

2. 社長に事故があるときは、出席した代表取締役とする。
3. 代表取締役に事故があるときは、出席した取締役とする。

#### **第 14 条 （電子提供措置等）**

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### **第 15 条 （決議の要件）**

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

#### 第 16 条 （議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。但し、株主又は代理人は、総会毎に委任状を当会社に差し出さなければならない。

### 第 4 章 取締役、取締役会及び執行役員

#### 第 17 条 （選 任）

取締役は、株主総会で選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらない。

#### 第 18 条 （任 期）

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。

2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。

#### 第 19 条 （代表取締役及び役付取締役）

取締役会の決議をもって、当会社を代表する取締役を選定する。

2. 取締役会の決議をもって、取締役会長及び取締役副会長を定めることができる。

#### 第 20 条 （取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日より 3 日前に発する。但し、緊急のときはこれを短縮することができる。

#### 第 21 条 （取締役会の決議の省略）

当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、かつ監査役が当該提案につき異議を述べなかつたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

#### 第 22 条 （取締役の責任免除）

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除すること

ができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

#### **第 23 条 （執行役員）**

取締役会の決議をもって、執行役員を定め、当社の業務を分担して執行させることができる。

2. 取締役会の決議をもって、執行役員の中から社長を定めるほか、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員を定めることができる。

## **第 5 章 監査役及び監査役会**

#### **第 24 条 （選任）**

監査役は、株主総会で選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

#### **第 25 条 （任期）**

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

#### **第 26 条 （常勤の監査役）**

監査役会の決議をもって常勤の監査役を選定する。

#### **第 27 条 （監査役会の招集通知）**

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より 3 日前に発する。但し、緊急のときはこれを短縮することができる。

#### **第 28 条 （監査役の責任免除）**

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

#### **第 29 条 （補欠監査役の選任決議の効力）**

補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

## **第 6 章 計 算**

#### **第 30 条 （事業年度）**

当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

#### **第 31 条 （剰余金の配当等の決定機関）**

当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

#### **第 32 条 （期末配当の基準日）**

当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対して期末配当として剰余金の配当をすることができる。

#### **第 33 条 （中間配当の基準日）**

当社は、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当として剰余金の配当をすることができる。

#### **第 34 条 （その他の剰余金の配当の基準日）**

当社は、前 2 条のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

#### **第 35 条 （配当金の除斥期間）**

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても、なお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。